

新先進医療特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第4条 先進医療給付金の支払い
- 第5条 先進医療保障充実給付金の支払い
- 第6条 給付金の支払いに関するその他の事項
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 給付金を支払わない場合（免責事由）

- 第9条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第10条 告知義務
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第13条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第14条 特約保険料の払込み
- 第15条 特約保険料の立替え
- 第16条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第17条

8. 特約内容の変更

- 第18条 特約の復旧
- 第19条 給付金の受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第20条 特約の解約
- 第21条 解約返戻金額
- 第22条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第23条

11. 請求手続き

- 第24条

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

- 第25条

13. 主約款の準用

- 第26条

14. 特則

- 第27条 中途付加の場合の特則
- 第28条 新特別条件特約等付加の場合の特則
- 第29条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則
- 第30条 主契約が5年ごと利差配当付終身保険等の場合の特則
- 第31条 主契約が生存給付金付増年収入保障保険等の場合の特則
- 第32条 主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等の場合の特則
- 第33条 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則
- 第34条 主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則
- 第35条 主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則
- 第36条 主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則
- 第37条 主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則
- 第38条 主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則
- 第39条 主契約が無配当医療保険の場合の特則
- 第40条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
- 第41条 主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則
- 第42条 主契約が無配当定期保険の場合の特則
- 第43条 先進医療特約の更新時にこの特約を付加する場合の特則
- 第44条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
- 第45条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

新先進医療特約

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

2. 給付金の支払い・特約保険料の払込免除

第4条（先進医療給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、先進医療給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたときに支払います。 イ. この特約の責任開始期 ^[1] 以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養 ^{[2][3]} であること ^[4] ロ. 公的医療保険制度 ^[5] における先進医療 ^[6] による療養 ^[7] であること ^[8]
2. 支払額	被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料 ^[9] と同額を支払います。ただし、先進医療にかかわる技術料 ^[9] が1万円未満の場合には1万円を支払います。 ^[10]
3. 支払限度	先進医療給付金の支払いは、この特約の保険期間を通じて2000万円を限度とします。

② 前項第1号イにかかわらず、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前項に定める先進医療給付金の支払理由に該当したときは、次に定めるところによります。

- この特約の締結の際^[11]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で先進医療給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、先進医療給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

補 則 欄

第4条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。
- [2] 「療養」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
- 診察
 - 薬剤または治療材料の支給
 - 処置、手術その他の治療
- [3] 公的医療保険制度において保険給付の対象となる分娩（異常分娩^{きんぐふん}）を直接の原因とする療養は、疾病を直接の原因とする療養に含めます。
- [4] この特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に受けた療養は、責任開始期以後に発生した原因による療養とみなします。
- [5] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。
- [6] 「先進医療」とは、健康保険法等に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在健康保険法等に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。
- [7] 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。この場合、最初にその先進医療についての療養を受けた時に支払理由に該当したものとみなします。
- [8] 先進医療にかかわる技術料が「0」の場合を除きます。
- [9] 「先進医療にかかわる技術料」とは、被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- [10] 第2号に定める金額とすでに支払った先進医療給付金の金額との合計額が2000万円をこえる場合、その合計額が2000万円となる金額を支払額とします。
- [11] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とします。

第5条（先進医療保障充実給付金の支払い）

次表に定めるところにより、先進医療保障充実給付金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が前条第1項第1号の療養 ^[1] を受けたときに支払います。
2. 支払額	次のいずれか小さい金額を支払います。 イ. 先進医療給付金の10%相当額 ロ. 50万円

第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）

第4条（先進医療給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、給付金をその法人に支払います。

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、特約の復旧を取り扱いません。

第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により療養を受けた場合に、これらの理由により療養を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、給付金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. 給付金を支払わない場合（免責事由）

第9条

被保険者が次のいずれかにより給付金の支払理由に該当したときは、給付金を支払いません。

- 1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
- 2. 被保険者の犯罪行為
- 3. 被保険者の薬物依存
- 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知書で質問した給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- ② 給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後も、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[1] ただし、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金の支払いまたは保険料の払

第5条補則

[1] 前条第2項により先進医療給付金が支払われる療養を含みます。

第11条補則

[1] すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- 込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第12条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
1. この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第13条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者または被保険者が、この特約の給付金 ^[1] を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[2] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の給付金 ^[1] の請求に関し、被保険者 ^[3] が詐欺行為 ^[2] をしたとき
3. 反社会的勢力	保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ^[4] に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 ^[4] に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 ^[4] を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力 ^[4] がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 ^[4] と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 前号までと同等の事由	保険契約者または被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき ^[5]

- ② 給付金の支払理由^[6]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[6]による給付金の支払い^[1]を行いません。^[7]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第12条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とします。

第13条補則

- [1] 保険料の払込免除を含みます。
- [2] 未遂を含みます。
- [3] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。
- [4] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [5] 例えば、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。
- [6] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [7] すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第14条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[1]
- ② この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。
 1. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款に定める猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
 2. この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ④ 払込期月に対応する保険料^[2]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^[2]を給付金から差し引きます。
- ⑤ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^[2]に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^[2]を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、給付金を支払いません。

第15条（特約保険料の立替え）

猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。

第16条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 1. 主契約の消滅
 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更
- ③ この特約による先進医療給付金の支払いが通算して2000万円に達した場合は、その先進医療給付金の支払理由に該当した時にこの特約は消滅します。

7. 特約の復活

第17条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第18条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第19条（給付金の受取人の変更）

給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。



第14条補則

- [1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。
- [2] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第20条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第21条（解約返戻金額）

この特約の解約返戻金はありません。

第22条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10. 社員配当金

第23条

- この特約の締結日から起算して所定の期間を経過したことその他の所定の要件を満たす場合、この特約の社員配当金を割り当てることがあります。
- 前項により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

11. 請求手続き

第24条

給付金の支払いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

12. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第25条

- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度^[1]の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、給付金の支払理由の変更を行うことがあります。
- 前項により給付金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

13. 主約款の準用

第26条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

14. 特則

第27条（中途付加の場合の特則）

- 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
----------	---



補 則 欄



第24条補則

[1] 請求権者であることを証する書類、給付金の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第25条補則

[1] 「公的医療保険制度」とは、健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。

2. 保険料の計算

この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日^[1]における被保険者の年齢により計算します。

第28条（新特別条件特約等付加の場合の特則）

新特別条件特約または特別条件特約に定める特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、被保険者が会社指定の期間中に特定部位に生じた疾病^[1]により受けた療養に関しては、給付金を支払いません。

第29条（主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付定期保険または定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、次に定めるところによります。
 - イ. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加され、特定部位不支払方法が適用されているときは、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了している場合
更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
 - (2) 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了していない場合
更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
 - ロ. この特約に新特別条件特約が付加され、特別保険料領取方法が適用されているときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
 2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
 3. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、更新後のこの特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。
 4. この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 5. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
- ② この特約が5年ごと利差配当付逓増定期保険に付加されているときは、第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済養老保険」と読み替えます。

第30条（主契約が5年ごと利差配当付終身保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加されているときは、主約款にかかわらず、この特約の保険料についてステップ保険料払込方式は取り扱いません。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付新終身保険または終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - イ. 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間^[1]に変更の請求があったものとします。
 - ロ. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
 - ハ. この特約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - ニ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払



第27条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

第28条補則

[1] 新特別条件特約または特別条件特約に定める感染症を除きます。

第30条補則

[1] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。

います。^[2]

2. 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払いおよび介護保障に移行する場合

イ. 介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

ロ. この特約の社員配当金は、介護保障移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[2]

3. 主契約の一部を移行する場合

イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。^[2]

③ 前項によりこの特約の契約内容が変更される場合でも、この特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。

④ 第2項第1号において、主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険から変更されたものであって、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されている場合は、主契約の被保険者の生存中に、離婚または婚姻の取消しにより、この特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者でなくなったときも、この特約は同時に消滅します。

第31条（主契約が生存給付金付通増年金収入保障保険等の場合の特則）

この特約が生存給付金付通増年金収入保障保険、通増年金収入保障保険（養老保険型）または通増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）に付加されている場合、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払理由が生じたときは、この特約も同時に消滅します。

第32条（主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等の場合の特則）

① この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。

2. 被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。

3. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。

4. 主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または個人年金保険(93)の場合、第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。

② この特約が付加されている5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険もしくは個人年金保険に保証期間付終身年金移行特約、夫婦年金移行特約もしくは介護年金保障移行特約が付加されたときまたは5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)もしくは新個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の全部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合

イ. この特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。

ロ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]

ハ. 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、その移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

2. 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いもしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合

イ. この特約の保険期間は、次のとおりとします。

(1) 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。

(2) 主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合



補 則 欄



第30条補則

[2] この特約が5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときを除きます。

第32条補則

[1] この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときを除きます。

- ア. 一部の年金部分を保証期間付終身年金とする2以上の年金の種類等に変更するときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
- イ. 2以上の確定年金または有期年金のみに変更するときは、変更後の年金部分のうち年金支払期間が最も長い年金部分の年金支払期間満了時^[2]までの期間に変更があったものとします。
- ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち次の年金部分の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。この場合、該当する年金部分が2以上あるときは、(1)から(4)までにおいては保証期間、(5)においては年金支払期間が最も長い年金部分^[3]の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
- (1) 夫婦年金支払いに移行した部分がある場合
夫婦年金支払いに移行した部分
- (2) 前(1)以外の場合で、通増年金型の保証期間付終身年金部分^[4]がある場合
通増年金型の保証期間付終身年金部分^[4]
- (3) 前(1)または(2)以外の場合で、定額年金型の保証期間付終身年金部分^[4]がある場合
定額年金型の保証期間付終身年金部分^[4]
- (4) 前(1)から(3)まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
- (5) 前(1)から(4)まで以外の場合
確定年金部分または有期年金部分
- ハ. 前ロに定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算による支払金はありません。

第33条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または新生存給付金付定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
2. この特約の被保険者の変更を承諾したときは、主契約の婚姻時の特別取扱いに準じて、この特約の被保険者の変更の取扱いを行います。
3. 第4条（先進医療給付金の支払い）、第10条（告知義務）および第12条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては「復活または復旧された場合」を「復活もしくは復旧され、または婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と、「復活または復旧の際」を「復活もしくは復旧または婚姻時の特別取扱いの際」と読み替えます。
- ② この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、次に定めるところによります。
- イ. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加され、特定部位不支払方法が適用されているときは、次に定めるところによります。
- (1) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了している場合
更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。
- (2) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了していない場合
更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
- ロ. この特約に新特別条件特約が付加され、特別保険料領取方法が適用されているときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
3. この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。



第32条補則

- [2] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。
- [3] 確定年金部分と有期年金部分の年金支払期間が同じときは有期年金部分とします。
- [4] 保証期間付終身年金の支払いに移行した部分を含みます。

第34条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

- ① この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の自動延長保険、払済保険または延長保険への変更」と読み替えます。
 2. 主契約が変額保険（終身型）の場合、主契約に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - (1) 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時^[1]までの期間に変更の請求があったものとしします。
 - (2) 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
 - (3) この特約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - (4) この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 - ロ. 主契約の一部を年金支払いに移行する場合
 - (1) 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - (2) この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
 3. この特約については、特別勘定による運用はしません。
- ② 前項第2号によりこの特約の契約内容が変更される場合でも、この特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。

第35条（主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. この特約の被保険者は、主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者としします。
2. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「連生払済保険または連生延長保険」と読み替えます。
3. この特約の被保険者以外の被保険者について主契約の保険金が支払われるときは、この特約は主契約と同時に消滅するものとしします。
4. 主契約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に変更された場合、主契約におけるこの特約の被保険者が、5年ごと利差配当付終身保険または終身保険の被保険者でないときは、この特約は解約されたものとしします。
5. 主約款に定める保険契約消滅時の特別取扱いを行うときは、主約款に準じて、この特約を締結することがあります。ただし、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約消滅前に付加されていたこの特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されていたときは、この特約の締結は行いません。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されていた場合で、会社指定の期間が満了しているときを除きます。
 - ロ. この取扱時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、会社が定める同様の特約を締結します。
6. この特約が付加されている主契約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に変更され、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されたときにおいて、5年ごと利差配当付終身保険契約または終身保険契約の全部を年金支払いに移行する場合には、第4号にかかわらず、主契約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者となるときに限り、この特約はそのまま継続します。

第36条（主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の介護年金が支払われたときは、第1回介護年金の支払理由発生時に、この特約は消滅します。この場合、



第34条補則

- [1] 年金支払期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日としします。

この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。

2. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、前項にかかわらず、次に定めるところによります。
 1. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人の場合」と読み替えます。
 2. 被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- ③ 主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約またはがん保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第1項第1号を次のとおり読み替えます。
 1. 主契約の介護年金が支払われたときは、次に定めるところによります。
 - イ. この特約の保険期間満了の日が主契約の介護年金支払期間満了の日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の介護年金支払期間満了の日の直前の契約日の年単位の応当日の前日までの期間に変更の請求があったものとします。この場合、この特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算による支払金はありません。
 - ロ. 前イにかかわらず、第1回の介護年金の支払理由発生時以後にこの特約の保険料の払込みが必要な場合は、この特約は第1回介護年金の支払理由発生時に消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。

第37条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険、定期保険、災害倍額保障・定期付養老保険、定期付養老保険「しあわせの保険」、災害倍額保障・祝金付特別終身保険「長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、通増年金収入保障保険（養老保険型）、通増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、生存給付金付通増年金収入保障保険、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、個人年金保険、終身保険、新生存給付金付定期保険、新個人年金保険、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、連生終身保険または個人年金保険(93)に付加されているときは、第23条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第23条

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。
- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

第38条（主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約または保険料払込免除特約(15)が付加されているときは、第7条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除」を「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約もしくは保険料払込免除特約(15)に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第39条（主契約が無配当医療保険の場合の特則）

この特約が無配当医療保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、介護保障保険料払込免除特約とあわせて主契約に付加して締結します。

2. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
3. 第16条（特約の失効および同時消滅）第1項の適用に際しては、「主契約」を「主契約または主契約に付加されている介護保障保険料払込免除特約」と読み替えます。
4. 第23条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第23条

この特約の社員配当金はありません。

5. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、次に定めるところによります。
イ. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

(1) 特定部位不支払方法が適用されている場合	a. 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。 b. 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
(2) 特定状態不支払方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

- ロ. この特約に新特別条件特約が付加され、特別保険料領取方法が適用されているときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
6. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
7. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、更新後のこの特約の保険期間は、被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。
8. この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
9. 第6号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第40条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

- ① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 第7条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当したときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。
- イ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、主約款の別表に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）^[2]になったとき
- ロ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した主約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、主約款の別表に定めるいずれかの障害状態（以下「障害状態」といいます。）^[2]になったとき
2. 前号イにかかわらず、主契約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前号イに定める保険料の払込免除の理由に該当したときは、次に定めるところによります。
- イ. 主契約の締結の際^[3]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合に、その承諾した範囲内でこの特約の保険料の払込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ロ. その疾病について、主契約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 第1号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
4. 第1号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態^[2]になった場合に、これらの理由により障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認め



第40条補則

- [1] 主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2] 主契約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号イまたはロに定める原因による障害が加わって該当した高度障害状態または障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りません。
- [3] 主契約が復活された場合には、最後の復活の際とします。

られるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。

5. 第1号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより高度障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - イ. 被保険者または保険契約者の故意
 - ロ. 被保険者の犯罪行為
6. 第1号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - イ. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
 - ロ. 被保険者の犯罪行為
 - ハ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ニ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ホ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ヘ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
7. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険料の払込免除の理由が生じたときは、猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料^[4]を払い込んでください。払込みのないときは、第1号にかかわらず、保険料の払込みを免除しません。
8. 第14条（特約保険料の払込み）第3項および第15条（特約保険料の立替え）は適用しません。
9. 主契約に保障一括見直し特約が付加されているときは、第27条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。
- ② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）

第4条（先進医療給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、給付金をその法人に支払います。

2. 第23条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第23条

- ① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。この場合、第2号ロおよび第3号ロに該当する特約については、第2号イおよび第3号イに該当する特約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。
 1. 次の事業年度内に、主契約の契約日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第3号による割り当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度内に、主契約が転換以外の次の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき
 - イ. 主契約の給付金の支払理由が生じてこの特約が消滅する場合には、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
 - ロ. 主契約の給付金の支払い以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
 3. 前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割り当てが行われる場合を除きます。
 - イ. この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき
 - ロ. 前イ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
 1. 第1号および第3号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
 2. 第2号イにより割り当てた社員配当金
主契約の給付金の支払いの際に支払います。



第40条補則

[4] 保険料年1回払・年2回払契約の場合には、主約款に定める保険料の払込終了の理由が生じたときの取扱いに準じて計算した金額とします。

3. 第2号口により割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。
- ③ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の第1保険期間中は、第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、前項第1号を準用します。この場合、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。
2. 第23条（社員配当金）の適用に際しては、前項第2号を準用します。この場合、読替規定については、次に定めるところによります。
- イ. 第1項については、「第3号による割当て」を「第3号および第4号による割当て」と読み替え、次の号を加えます。
4. 次の事業年度内に、主契約の第1保険期間が満了したとき
- ロ. 第2項については、次の号を加えます。
4. 第4号により割り当てた社員配当金
主契約の第1保険期間満了の際に支払います。
3. この特約の保険期間中に主契約の第1保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとします。ただし、この特約の保険期間が終身のときまたはこの特約に保険期間が終身の特約への変更に関する特約が付加されているときは、この限りではありません。
- ④ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約のうち年金支払いに移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
2. この特約の社員配当金は、主契約のうち年金支払いに移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
- ⑤ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
この特約は同時に消滅します。
2. 主契約の一部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
- イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
- ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

第41条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険または5年ごと利差配当付医療終身保険に付加されているときは、第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）

第4条（先進医療給付金の支払い）および前条にかかわらず、保険契約者および主契約の普通保険約款に定める死亡時支払金受取人または特約死亡保険金受取人（死亡保険金等の一部の受取人を含めます。）が同一法人の場合には、給付金をその法人に支払います。

- ② この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)または無配当医療終身保険(09)に付加されているときは、第23条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第23条

この特約の社員配当金はありません。

- ③ この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または5年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、次に定めるところによります。
- イ. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

(1) 特定部位不支払方法が適用されている場合	a. 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。 b. 主契約の保険期間満了の日前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
(2) 特定状態不支払方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

ロ. この特約に新特別条件特約が付加され、特別保険料領収方法が適用されているときは、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。

2. 前号にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
3. この特約が更新されたときは、給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第2号によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第42条（主契約が無配当定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険に付加されているときは、第23条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第23条

この特約の社員配当金はありません。

第43条（先進医療特約の更新時にこの特約を付加する場合の特則）

先進医療特約の更新時に、先進医療特約または自動更新特約に定めるところにより、更新の取扱いに準じてこの特約が主契約に付加された場合、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けるときに、更新日の前にその一連の療養を開始したときは、更新日以後に療養を受けてもそれらの一連の療養に対しては本特約による給付を行います。

第44条（主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に介護終身保障特別移行特約または生活障害終身保障特別移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の全部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
移行部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
2. 主契約の一部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合
主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

第45条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第1条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約締結の際、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 第2条（特約の責任開始期）、第7条（特約保険料の払込免除）第1項、第14条（特約保険料の払込み）第1項から第3項まで、第15条（特約保険料の立替え）、第17条（特約の復活）および第23条（社員配当金）は適用しません。
3. 第6条（給付金の支払いに関するその他の事項）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「保険契約者および主約款に定める死亡時支払金受取人または特約死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。

4. 第11条（告知義務違反による解除）第3項の適用に際しては、「被保険者に通知します。」を「被保険者または主約款に定める死亡時支払金受取人（以下「死亡時支払金受取人」といいます。）もしくは特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）に通知します。」と読み替えます。
5. 第13条（重大事由による解除）の適用に際しては、次に定めるところによります。
- イ. 第1項第3号および第4号の適用に際しては、「保険契約者または被保険者」を「保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人」と、「保険契約者が」を「保険契約者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人が」と読み替えます。
- ロ. 第3項の適用に際しては、「被保険者に通知します。」を「被保険者または死亡時支払金受取人もしくは特約死亡保険金受取人に通知します。」と読み替えます。
6. 第14条（特約保険料の払込み）の適用に際しては、「主契約、主契約に付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
7. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第16条（特約の消滅）

① 次の場合、この特約は消滅します。

1. 定期保険特約等または総合医療特約等会社の定める特約（以下本項において「定期保険特約等」といいます。）がすべて消滅したときは、この特約は消滅します。ただし、保険期間の満了または保険金の支払いにより定期保険特約等が消滅するとき（第1回年金の支払理由に該当したときを含みます。）を除きます。
2. 被保険者が死亡したとき。ただし、前号により消滅するときを除きます。

② この特約による先進医療給付金の支払いが通算して2000万円に達した場合は、その先進医療給付金の支払理由に該当した時にこの特約は消滅します。

8. 第27条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、「主契約締結」を「保険契約締結」と、「主契約の契約日」を「保険契約の契約日」と読み替えます。